

# 端末機器の技術基準適合認定 及び設計認証業務規程

本版は、2025年1月1日より施行する。

株式会社UL Japan

## 目次

章 題 名	ページ
目次 .....	2
第 1 章 総則 .....	3
第 2 章 運営基準 .....	6
第 3 章 技術基準適合認定 .....	10
第 4 章 設計認証 .....	13
第 5 章 条件認定 .....	16
第 6 章 条件設計認証 .....	19
第 7 章 手数料等 .....	22
第 8 章 認定員 .....	23
第 9 章 不正に対する措置 .....	24
第 10 章 財務諸表 .....	25
第 11 章 変更の届出 .....	26
附則 .....	27
附属書 1(技術基準適合認定等申込書) .....	28
附属書 2(申込書添付書類) .....	30
附属書 3(技術基準適合認定証書) .....	31
附属書 4(技術基準適合認定拒否通知書) .....	32
附属書 5(設計認証書) .....	33
附属書 6(設計認証拒否通知書) .....	34
附属書 7(技術的条件認定証書) .....	35
附属書 8(技術的条件認定拒否通知書) .....	36
附属書 9(条件設計認証書) .....	37
附属書 10(条件設計認証拒否通知書) .....	38
附属書 11(認定ラベルの様式) .....	39
附属書 12(技術基準適合認定手数料) .....	41
附属書 13(設計認証手数料) .....	43
附属書 14(設計の変更申込) .....	45
附属書 15(技術基準適合認定証書・設計認証書再発行依頼書) .....	47
附属書 16(量産品の同一性の確認方法書) .....	48
附属書 17(技術基準適合認定証書・設計認証書 返還請求書) .....	49
附属書 18(財務諸表等の閲覧申込書) .....	50

## 第 1 章 総 則

### (目的)

- 第 1 条 この規程は、株式会社 UL Japan(以下「当社」という。)が電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号、以下「法」という。)第 86 条第 1 項の規定に掲げる登録認定機関の登録を受けて、法第 53 条第 1 項の規定による端末機器技術基準適合認定(以下「適合認定」という。)及び法第 56 条第 1 項の規定による端末機器の設計についての認証(以下「設計認証」という。)並びに電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 32 条第 1 項第 5 号の技術的条件に係る設計についての認証(以下「条件設計認証」という。)及び技術的条件の認定(以下「条件認定」という。)に関する業務を行うために必要な事項を定め、もって適合認定及び設計認証並びに条件設計認証及び条件認定(以下「認定等」という。)業務の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする
- 2 本規程は、ISO/IEC17065(製品認証機関に対する一般要求事項)に適合した当社の品質マニュアルの要求事項を補足する文書でもある。また、必要な場合は、ISO/IEC 17025(校正及び試験を行う試験所の能力に関する一般要求事項)に適合した当社品質マニュアルを適用して当該業務を遂行する。

(業務を行う事業の区分)

第2条 当社が行う認定等の事業の区分は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号、以下「認定等規則」という。)第4条に定める事業の区分とし、次のとおりとする。

1. 通話の用に供する端末機器
2. 前号以外の端末機器

2 当社が適合認定及び設計認証の対象とする端末機器は、認定等規則第3条に定める機器とする。

- 一 固定電話端末(端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)第二条第二項第七号に規定する固定電話端末をいう。)
- 二 インターネットプロトコル移動電話端末(端末設備等規則第二条第二項第九号に規定するインターネットプロトコル移動電話端末をいう。)
- 三 専用通信回線設備等端末(端末設備等規則第二条第二項第十六号に規定する専用通信回線設備等端末をいう。)
- 四 第一号から前号までに掲げるもの以外の端末機器(総務大臣が別に告示するものに限る。)

3 前項の端末機器について、2024年12月31日までに申込受理したもの及び2024年12月31日までの区分での同一番号付与に関しては、本規定第25版の区分を有効とする。

- 4 当社が電気通信事業法施行規則第32条第1項第5号の規定による条件設計認証及び条件認定の対象とする端末機器は次のとおりとする。
- 一 移動通信端末
    - イ) 事業用設備との接続において電波を使用する端末機器
    - ロ) 移動用基地局設備に電波を使用して接続するための回線終端装置に接続する端末機器。ただし、その接続の技術的条件の規定内容が、通信信号の電気的条件のみのものは、次号の専用通信回線設備等端末とする。
  - 二 専用通信回線設備等端末  
専用通信回線設備、デジタルデータ伝送用設備に接続する端末機器及び技術的条件の規定が電氣的・光学的条件となっている事業用設備に接続する端末機器
  - 三 インターネットプロトコル電話用設備端末機器  
インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器  
インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器
  - 四 その他通信端末  
前3号以外の技術的条件が定められている事業用設備に接続する端末機器（移動用通信端末以外）で、網制御号に関する規定が技術的条件（技術基準の準用規定を含む。）されている事業者用設備に接続する端末機器

（業務時間）

第3条 認定等の業務を行う時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

（休日）

第4条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12月30日～1月4日）（Web上で公開）
- (3) 夏季休暇 3日間（Web上で公開）
- (4) 自然災害等により当社がその都度定める臨時の休日（Web上で公開）

（業務を行う事務所）

第5条 認定等の業務を行う場所（以下「事務所」という。）は、下記のとおりとする。

株式会社 UL Japan

〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383 番 326

ただし、試験を行う場所は以下とする。

本社 EMC 試験所： 〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383 番 326

湘南 EMC 試験所： 〒259-1220 神奈川県平塚市めぐみが丘 1 丁目 22 番 3

## 第 2 章 運 営 基 準

### (組織)

第 6 条 認定等に係る業務は、実施体制及び責任分担が製造事業者等によって異なることがないよう、当該業務における利害関係の影響を受けない部門で執り行う。

### (責任と権限)

第 7 条 認定等業務運営の責任者は、コンシューマー機器事業部長とする。

2 コンシューマー機器事業部長は、以下を確実にするための責任と権限を有す。

- (1) 法第87条第1項第2号で定める較正等を行った測定器を使用して試験が行われる。
- (2) 審査は、法、認定等規則、端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)及び関連告示等に基づき行われる。
- (3) 認定等業務の公正な実施。
- (4) 認定等業務に係わる責任の所在及び業務の分担。
- (5) 認定等業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持。(第9条参照)
- (6) 認定等業務の適正な実施を確保。

3 品質管理者は、認定等業務に係わる品質管理、及び製造事業者等に対して差別的な適合性検査業務運営が為されていないかを監視し、当該業務の公平性を遵守するための責任と権限を有する。

### (測定器等)

第 8 条 認定等業務に係わる試験には、法第 87 条第 1 項第 2 号で定める較正等を行った測定器及び設備を使用する。

2 これら測定器及び設備は、別途定める試験・測定機器管理規定に従い、較正等、保守・管理を行う。

### (機密の保持)

第 9 条 職務上で知り得た機密に関する事項をその職を辞した後も他に漏洩しない旨の機密保持誓約書を、関連する職員及び、必要な場合、製造事業者等と取り交わし機密の保持を遵守する。

(帳簿等の管理と届出義務)

第10条 認定等業務の記録は、法第96条に従い帳簿を作成し、適正に維持、管理し、記載の日から最低10年間保存する。これらは電磁的記録とすることは認める。記録には最低限以下を含める。

- 一 認定等を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 二 認定等の求めに係る書類の受理年月日
- 三 認定等の求めに係る端末機器の種類及び設計
- 四 認定等の求めに係る端末機器の名称及び製造番号
- 五 認定等のための審査を行った際に用いた試験方法
- 六 認定等のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号 二に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称
- 七 審査の経過(試験にあっては、試験結果を含む。)及び結果
- 八 設計認証番号または技術基準適合認定番号及び認定等をした年月日  
(技術的条件の場合も含む)

業務規程を改定しようとするときは、その改定日より前に総務大臣に届けるものとする。

(第68条参照)

合わせて、以下の届出義務を遵守する。

(1) 会社名、社長、事業所の名称及び所在地の変更 : 2週間前までに(法第90条第2項)

(第69条参照)

(2) 役員又は認定員を選任し、又は解任したとき : 遅滞なく(法第93条)

(第62条、第67条参照)

(内部監査)

第11条 認定等業務に係る運営状況は、内部監査を実施し品質の維持に努める。

(市場調査)

第12条 当社は、認定等を行った端末機器について、必要があると認めた場合、技術基準への適合性及び同一性が確保されているかどうかを確認するための調査を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 当社は、認定等を行った端末機器について、利用者等から苦情があった場合には、技術基準への適合性及び同一性(設計認証又は条件設計認証をした端末機器の場合に限る。)が確保されているか否かを確認するための調査を行うものとする。

(異議申立)

第 1 4 条 申込者は、当社が行った審査結果に異議がある場合には、その旨を記載した書面(以下「異議申立書」という。)を当社に提出することができる。この場合、審査通知結果がなされた日の翌日から起算して 30 日以内に行わなければならない。

2 異議申立書には、以下の事項を記載すること。

(1) 認定等を受けた者の氏名又は名称及び法人の場合は代表者の氏名

(2) 端末機器の種類及び型式又は名称

(3) 異議申立の趣旨及び理由

3 当社は、異議申立を受理したときは、認証評議委員会を開催し、その議決に従い措置を行う。

4 当社は、異議申立の結果について、異議申立書を受理した日から起算して、原則として 60 日以内に文書で通知を行う。

(試験の委託・データの受入)

第15条 当社は、一般財団法人 電気通信端末機器審査協会以外への試験の一部委託は、行わない。  
試験の一部委託を行う際は、“下請負契約者登録簿” Form-ULID-003715 (DCS:13-QA-F0434) にその委託先が登録されていることを確認し、一部委託する前に依頼者に通知するものとする。

一般財団法人 電気通信端末機器審査協会への委託先および委託する場合の条件は以下とする。

一般財団法人 電気通信端末機器審査協会

東京都港区元赤坂1丁目1番5号

- (1)委託する端末機器の試験および種類は当社の登録範囲のうち、別途委託先と取り交す、「第八条第二項各号の事項に係る確認書」に基づくものとする。
- (2)試験の方法、試験に用いた設備、試験の公正な実施は、試験結果報告書等書類により当社が確認する。適正な試験の実施の確認又は確保のため、「第八条第二項各号の事項に係る確認書」に基づくと共に、必要な場合は、当社から委託先に必要な資料の提出を求める。
- (3)下記事項については、別途締結する「業務委託基本契約」及び「個別契約」(個々の業務毎に締結)で定める規定に従う。
  - 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項
  - 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項
  - その他試験に係る試験業務の適正な実施を確保するために必要な事項

2 ただし、以下の条件を満たす場合、試験データを受け入れる。

法第87条第1項第2号で定める較正等を行った測定器及び設備を使用し、認定等規則別表第1号第2及び、認定等規則別表第2号第2に定める試験方法により行われた試験であるものとする。なお、QA(業務品質の管理を行う部門)により受入承認され、「試験データ受入簿」に登録された試験所からの試験結果のみを受け入れることを基本とする。また、審査の為に必要とする書類を要求する場合がある。「試験データ受入簿」に新たに試験所を登録する場合は、“供給業者/下請負契約者 認定記録” Form-ULID-003700 (DCS:13-QA-F0408) を使用し、申請者またはその代行者がQA に申請するものとする。試験データ受入簿については、登録済み試験所によるデータで新規に申請があった場合、再度評価を行う。

(情報の提供)

第16条 認定等業務に係わる必要な情報(当該業務規程を含む。)は、当社 Web 上等にて公開する。

### 第 3 章 技術基準適合認定

(申込)

第 17 条 適合認定は、適合認定を受けようとする者の申込により行う。

- 2 当社は、申込者に以下の提出を求める。
  - (1) 技術基準適合認定等申込書(附属書 1)
  - (2) 申込書添付書類(附属書 2 に規定)
  - (3) 当該申込に係る端末機器(以下「申込設備」という。)
- 3 申込者は、申込設備の提出に替え以下を提出することができる。
  - (1) 申込設備の試験が認定等規則別表第 1 号 2(1)及び(2)に適合することを示す書類
  - (2) 試験結果を記載した書類
- 4 当社は、申込書及び申込附属物一式を確認し、不備がなければ申込を受理する。

(審査)

第 18 条 当社は、前条の申込を受理したときは、附属書 1 の技術基準適合認定等申込書に受理年月日を示す受理印を押すとともに、遅滞なく認定員に審査を行なわせる。

- 2 審査は、認定等規則別表第 1 号の規定に基づき、設計の審査、試験(申込設備が提出された場合に限る。申込設備が提出されない場合、代わって提出された試験に係わる書類に記載された内容が技術基準及び認定等規則別表第 1 号 2(1)及び(2)に適合するものであるかどうかについて審査を行う。)により行う。
- 3 試験は、申込設備全数に対する試験を行う。
- 4 当社は、申込設備が提出された場合において、第 2 項の審査のために必要があると認めるときは、申込者に当該申込設備についてあらかじめ行った試験結果を記載した書類の提出を求めることができる。
- 5 当社は、申込設備が提出されない場合において、第 2 項の審査に際し、提出された書類のみでは当該申込設備が技術基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、その必要の範囲内において、申込者に追加の書類の提出、或いは申込設備の提出を求めることができる。

(事務所以外で行う適合認定の業務)

第 19 条 申込者の要望があり、かつ、当社が適合認定の業務に支障がないと認めた場合は、事務所以外の場所へ認定員を派遣し適合認定業務を行うことができる。ただしこの場合、機器のトレーサビリティに対して疑義を生じないこと、測定環境が確保されていること、派遣する認定員が確保できるなどを検討する。

(申込の取下げ)

第 20 条 申込者は、申込を取下げることができる。

2 当社は、申込の取下げの場合、取下げ手数料を請求する。

(適合認定の拒否)

第 21 条 当社は、以下に該当する場合は、申込設備に対する適合認定を拒否する。

- (1) 技術基準に適合しない。
- (2) 不備書類に対する修正或いは追加書類の提出がない。

(審査結果の通知)

第 22 条 当社は、第 18 条の審査の結果、当該申込設備について適合認定を行ったときは、附属書 3 に定める様式の技術基準適合認定証書をもって申込者に通知する。

2 当社は認定等規則第 9 条の規定に基づき、適合認定を行うことを拒否するときは、附属書 4 に定める様式の文書をもって申込者に通知する。

3 前 2 項の通知は、原則として申込を受理した日から 15 日以内(第 4 条の休日及び補正期間(申込者による修正又は補正の期間)を除く。)に行うものとする。

(審査結果の報告)

第 23 条 当社は、第 18 条の審査の結果、適合認定を行った設備(以下「適合認定設備」という。)について認定等規則第 8 条第 3 項の規定に基づき総務大臣に報告する。報告は毎月 1 日から 15 日まで、16 日から末日までとし、それぞれ期間経過後 2 週間以内に総務大臣に提出するものとする。報告内容は以下である。

- 一 技術基準適合認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 技術基準適合認定を受けた端末機器の種類
- 三 技術基準適合認定を受けた端末機器の名称
- 四 技術基準適合認定番号
- 五 技術基準適合認定をした年月日

(表示)

第 2 4 条 適合認定設備に、附属書 11 に定める表示(以下「認定ラベル」という。)を付する際は、下記に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- (1) 適合認定設備の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。)
- (2) 電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって適合認定設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法。  
ただし、本方法を用いる際には、電磁的方法によって表示を付した旨、及び特定の操作による表示方法について、これらを記載した書類を適合認定設備へ添付するか、その他の適切な方法により明らかにするものとする。

なお、当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合も、上記(1)及び(2)の方法のいずれかによるものとする。

(設計の変更)

第 2 5 条 適合認定を受けた端末設備の設計に変更を加えた端末設備の適合認定において、附属書 14 に該当する場合は、その審査の一部を省略することができる。

(認証書の再発行)

第 2 6 条 技術基準適合認定証書の再発行は、申込者からの附属書 15 の様式に従った再発行依頼書による。この場合、申込者に附属書 12 で規定する手数料を請求する。再発行の際には、受付番号の後ろに「-Rev.1」と記載する。2 回目以降は、「-Rev.2, 3,・・・」とする。

## 第 4 章 設 計 認 証

(申込)

第27条 設計認証は、設計認証を受けようとする者の申込により行う。

- 2 当社は、申込者に以下の提出を求める。
  - (1) 技術基準適合認定等申込書(附属書 1)
  - (2) 申込書添付書類(附属書 2 に規定)
  - (3) 確認方法書等の書類(附属書 16(認定等規則別表第 3 号の規定による。))
  - (4) 申込設備
- 3 申込者は、申込設備の提出に替え以下を提出することができる。
  - (1) 申込設備の試験が認定等規則別表第 1 号 2(1)及び(2)に適合することを示す書類
  - (2) 試験結果を記載した書類
- 4 当社は、申込書及び申込付属物一式を確認し、不備がなければ申込を受理する。

(審査)

第28条 当社は、前条の申込を受理したときは、附属書 1 の設計認証申込書に受理年月日を示す受理印を押すとともに、遅滞なく認定員に審査を行なわせる。

- 2 審査は、認定等規則別表第 2 号の規定に基づき、設計の審査、試験(申込設備が提出された場合に限る。申込設備が提出されない場合、代わって提出された試験に係わる書類に記載された内容が技術基準及び認定等規則別表第 1 号 2(1)及び(2)に適合するものであるかどうかについて審査を行う。)及び確認の方法の審査により行う。
- 3 国際標準化機構(ISO)が定めた品質保証システムである ISO 9000 シリーズの認定を受けている工場で生産されている端末設備に係る申込において、当該 ISO 9000 シリーズの認定規格の内容が認定等規則別表第 3 号に定める確認の方法の審査の記載事項を満たしている場合には、確認方法書の提出に代えて、当該工場に係る ISO 9000 シリーズ認定書の提出により審査を行うことができる。
- 4 当社は、申込設備が提出された場合において、第 2 項の審査のために必要があると認めるときは、申込者に当該申込設備についてあらかじめ行った試験結果を記載した書類の提出を求めることができる。
- 5 当社は、第 2 項の審査に際し、提出された書類等のみでは申込に係る設計に基づく端末設備のいずれもが当該設計に合致するものとなることを確保することができるかどうかの判断ができないと認めるときは、その必要の範囲内において、申込者に追加の書類等の提出を求め、認定員が当該申込者の事業所において審査を行うことを求めることができる。

(事務所以外で行う設計認証の業務)

第29条 申込者の要望があり、かつ、当社が設計認証の業務に支障がないと認めた場合は、事務所以外の場所へ認定員を派遣して設計認証の業務を行うことができる。ただしこの場合、機器のトレーサビリティに対して疑義を生じないこと、測定環境が確保されていること、派遣する認定員が確保できるなどを検討する。

(申込の取下げ)

第30条 申込者は、申込を取下げることができる。

2 当社は、申込の取下げの場合、取下げ手数料を請求する。

(認証の拒否)

第31条 当社は、以下に該当する場合は、設計認証を拒否する。

- (1) 技術基準に適合しない。
- (2) 不備書類に対する修正或いは追加書類の提出がない。

(審査結果の通知)

第32条 当社は、第28条の審査の結果、当該申込設備について設計認証をしたときは、附属書5に定める様式の設計認証書をもって申込者に通知する。

2 当社は、認定等規則第20条の規定に基づき、設計認証を行うことを拒否するときは、附属書6に定める様式の文書をもって申込者に通知する。

3 前2項の通知は、原則として第27条の申込を受理した日から15日以内(第4条の休日及び補正期間(申込者による修正又は補正の期間をいう)を除く。)に行うものとする。

(審査結果の報告)

第33条 当社は、第28条の審査の結果、認証した設計に基づく端末設備について認定等規則第19条第3項の規定に基づき総務大臣に報告する。報告は毎月1日から15日まで、16日から末日までとし、それぞれ期間経過後2週間以内に総務大臣に提出するものとする。報告内容は以下である。

- 一 設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 設計認証に係る設計に基づく端末機器の種類
- 三 設計認証に係る設計に基づく端末機器の名称
- 四 設計認証番号
- 五 設計認証をした年月日

(表示)

第34条 設計認証をした設備(以下、設計認証設備という。)に、認定ラベルを付する際は、下記に掲げる方法のいずれかによるものであることを確認、あるいは第 32 条第 1 項の設計認証を受けた者(以下「認証取扱業者」という。)に伝える

- (1) 設計認証設備の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあっては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。)
- (2) 電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって設計認証設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法。

ただし、本方法を用いる際には、電磁的方法によって表示を付した旨、及び特定の操作による表示方法について、これらを記載した書類を設計認証設備へ添付するか、その他の適切な方法により明らかにするものとする。

なお、当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合も、上記(1)及び(2)の方法のいずれかによるものとする。

(設計の変更)

第35条 設計認証を受けた端末設備の設計に変更を加えた端末設備の認証において、附属書 14 に該当する場合は、その審査の一部を省略することができる。

(認証書の再発行)

第36条 設計認証書の再発行は、申込者からの附属書 15 の様式に従った再発行依頼書による。この場合、申込者に附属書 13 で規定する手数料を請求する再発行の際には、受付番号の後ろに「-Rev.1」と記載する。2 回目以降は、「-Rev.2, 3,・・・」とする。

(検査記録の作成等)

第37条 認証取扱業者は、認証に係る確認の方法に従い、当該認証に基づく端末機器について検査を行い、認定等規則第 21 条に基づき次の事項を記載した検査記録を作成し、検査の日から 10 年間保管しなければならない。

- 一 検査に係る設計認証番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を行った責任者の氏名
- 四 検査の方法
- 五 検査の結果

2 前項に規定する検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

## 第 5 章 条 件 認 定

(申込)

第38条 条件認定は、条件認定を受けようとする者の申込により行う。

- 2 当社は、申込者に以下の提出を求める。
  - (1) 技術基準適合認定等申込書(附属書 1)
  - (2) 申込書添付書類(附属書 2 に規定)
  - (3) 申込設備
- 3 申込者は、申込設備の提出に替え以下を提出することができる。
  - (1) 申込設備の試験が認定等規則別表第 1 号 2(1)に適合することを示す書類
  - (2) 試験結果を記載した書類
- 4 当社は、申込書及び申込附属物一式を確認し、不備がなければ申込を受理する。

(審査)

第39条 当社は、前条の申込を受理したときは、附属書 1 の技術基準適合認定等申込書に受理年月日を示す受理印を押すとともに、遅滞なく認定員に審査を行なわせる。

- 2 審査は、認定等規則別表第 1 号の規定に基づき、設計の審査、試験(申込設備が提出された場合に限る。申込設備が提出されない場合、代わって提出された試験に係わる書類に記載された内容が技術的条件及び認定等規則別表第 1 号 2(1)に適合するものであるかどうかについて審査を行う。)により行う。
- 3 試験は、申込設備全数に対する試験を行う。
- 4 当社は、申込設備が提出された場合において、第 2 項の審査のために必要があると認めるときは、申込者に当該申込設備についてあらかじめ行った試験結果を記載した書類の提出を求めることができる。
- 5 当社は、申込設備が提出されない場合において、第 2 項の審査に際し、提出された書類のみでは当該申込設備が技術的条件に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、その必要の範囲内において、申込者に追加の書類の提出、或いは申込設備の提出を求めることができる。

(事務所以外で行う条件認定の業務)

第40条 申込者の要望があり、かつ、当社が条件認定の業務に支障がないと認めた場合は、事務所以外の場所へ認定員を派遣し条件認定業務を行うことができる。ただしこの場合、機器のトレーサビリティに対して疑義を生じないこと、測定環境が確保されていること、派遣する認定員が確保できるなどを検討する。

(申込の取下げ)

第41条 申込者は、申込を取下げることができる。

2 当社は、申込の取下げの場合、取下げ手数料を請求する。

(条件認定の拒否)

第42条 当社は、以下に該当する場合は、申込設備に対する条件認定を拒否する。

- (1) 技術的条件に適合しない。
- (2) 不備書類に対する修正或いは追加書類の提出がない。

(審査結果の通知)

第43条 当社は、第39条の審査の結果、当該申込設備について条件認定を行ったときは、附属書7に定める様式の技術的条件認定証書をもって申込者に通知する。

2 当社は、条件認定を行うことを拒否するときは、附属書8に定める様式の文書をもって申込者に通知する。

3 前2項の通知は、原則として申込を受理した日から15日以内(第4条の休日及び補正期間(申込者による修正又は補正の期間)を除く。)に行うものとする。

(表示)

第44条 条件認定を行った設備(以下、条件認定設備という。)に、認定ラベルを付する際は、下記に掲げる方法のいずれかによるものであることを確認、あるいは第43条第1項の条件認定を受けた者に伝える。

- (1) 条件認定設備の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。)
- (2) 電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって条件認定設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法。

ただし、本方法を用いる際には、電磁的方法によって表示を付した旨、及び特定の操作による表示方法について、これらを記載した書類を条件認定設備へ添付するか、その他の適切な方法により明らかにするものとする。

なお、当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合も、上記(1)及び(2)の方法のいずれかによるものとする。

(設計の変更)

第45条 条件認定を受けた端末設備の設計に変更を加えた端末設備の条件認定において、附属書 14 に該当する場合は、その審査の一部を省略することができる。

(認証書の再発行)

第46条 技術的条件認定証書の再発行は、申込者からの附属書 15 の様式に従った再発行依頼書による。この場合、申込者に附属書 12 で規定する手数料を請求する。再発行の際には、受付番号の後ろに「-Rev.1」と記載する。2 回目以降は、「-Rev.2, 3,・・・」とする。

## 第 6 章 条 件 設 計 認 証

(申込)

第47条 条件設計認証は、条件設計認証を受けようとする者の申込により行う。

2 当社は、申込者に以下の提出を求める。

- (1) 技術基準適合認定等申込書(附属書 1)
- (2) 申込書添付書類(附属書 2 に規定)
- (3) 確認方法書等の書類(附属書 16(認定等規則別表第 3 号の規定による。))
- (4) 申込設備

3 申込者は、申込設備の提出に替え以下を提出することができる。

- (1) 申込設備の試験が認定等規則別表第 1 号 2(1)に適合することを示す書類
- (2) 試験結果を記載した書類

4 当社は、申込書及び申込付属物一式を確認し、不備がなければ申込を受理する。

(審査)

第48条 当社は、前条の申込を受理したときは、附属書 1 の技術基準適合認定等申込書に受理年月日を示す受理印を押すとともに、遅滞なく認定員に審査を行なわせる。

2 審査は、認定等規則別表第 2 号の規定に基づき、設計の審査、試験(申込設備が提出された場合に限る。申込設備が提出されない場合、代わって提出された試験に係わる書類に記載された内容が技術的条件及び認定等規則別表第 1 号 2(1)に適合するものであるかどうかについて審査を行う。)及び確認の方法の審査により行う。

3 国際標準化機構(ISO)が定めた品質保証システムである ISO 9000 シリーズの認定を受けている工場で生産されている端末設備に係る申込において、当該 ISO 9000 シリーズの認定規格の内容が認定等規則別表第 3 号に定める確認方法書の記載事項を満たしている場合には、確認方法書の提出に代えて、当該工場に係る ISO 9000 シリーズ認定書の提出により審査を行うことができる。

4 当社は、申込設備が提出された場合において、第 2 項の審査のために必要があると認めるときは申込者に当該申込設備についてあらかじめ行った試験結果を記載した書類の提出を求めることができる。

5 当社は、第 2 項の審査に際し、提出された書類等のみでは申込に係る設計に基づく端末設備のいずれもが当該設計に合致するものとなることを確保することができるかどうかの判断ができないと認めるときは、その必要の範囲内において、申込者に追加の書類等の提出を求め、認定員が当該申込者の事業所において審査を行うことを求めることができる。

(事務所以外で行う条件設計認証の業務)

第49条 申込者の要望があり、かつ、当社が認証の業務に支障がないと認めた場合は、事務所以外の場所へ認定員を派遣して認証の業務を行うことができる。ただしこの場合、機器のトレーサビリティに対して疑義を生じないこと、測定環境が確保されていること、派遣する認定員が確保できるなどを検討する。

(申込の取下げ)

第50条 申込者は、申込を取下げることができる。

2 当社は、申込の取下げの場合、取下げ手数料を請求する。

(認証の拒否)

第51条 当社は、以下に該当する場合は、条件設計認証を拒否する。

- (1) 技術的条件に適合しない。
- (2) 不備書類に対する修正或いは追加書類の提出がない。

(審査結果の通知)

第52条 当社は、第48条の審査の結果、当該申込設備について条件設計認証をしたときは、附属書9に定める様式の条件設計認証書をもって申込者に通知する。

2 当社は、条件設計認証を行うことを拒否するときは、附属書10に定める様式の文書をもって申込者に通知する。

3 前2項の通知は、原則として第47条の申込を受理した日から15日以内(第4条の休日及び補正期間(申込者による修正又は補正の期間をいう)を除く。)に行うものとする。

(表示)

第53条 条件設計認証を行った設備(以下、条件設計認証設備という。)に、認定ラベルを付する際は、下記に掲げる方法のいずれかによるものであることを確認、あるいは第 52 条第 1 項の条件設計認証を受けた者に伝える

(1) 条件設計認証設備の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。)

(2) 電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって条件設計認証設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法。

ただし、本方法を用いる際には、電磁的方法によって表示を付した旨、及び特定の操作による表示方法について、これらを記載した書類を条件設計認証設備へ添付するか、その他の適切な方法により明らかにするものとする。

なお、当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合も、上記(1)及び(2)の方法のいずれかによるものとする。

(設計の変更)

第54条 条件設計認証を受けた端末設備の設計に変更を加えた端末設備の条件設計認証において、附属書 14 に該当する場合は、その審査の一部を省略することができる。

(認証書の再発行)

第55条 条件設計認証書の再発行は、申込者からの附属書 15 の様式に従った再発行依頼書による。この場合、申込者に附属書 13 で規定する手数料を請求する再発行の際には、受付番号の後ろに「-Rev.1」と記載する。2 回目以降は、「-Rev.2, 3,・・・」とする。

(検査記録の作成等)

第56条 第 52 条第 1 項の条件設計認証を受けた者は、認証に係る確認の方法に従い、当該認証に基づく端末機器について検査を行い、認定等規則第 21 条に準じて次の事項を記載した検査記録を作成し、検査の日から 10 年間保管する事を推奨する。

- 一 検査に係る設計認証番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を行った責任者の氏名
- 四 検査の方法
- 五 検査の結果

2 前項に規定する検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができることを推奨する。

## 第 7 章 手 数 料 等

### （手数料等の額）

第57条 認定等を受けようとする者の支払う手数料等の額は、附属書 12 又は附属書 13 のとおりとする。

### （手数料等の収納）

第58条 当社は、本文書に規定する認定等の申込に係わる業務が完了した時点で、前条の手数料等を請求書をもって請求し、現金、小切手、郵便為替若しくは当社の郵便為替口座又は銀行口座への振り込みにより収納する。

## 第 8 章 認 定 員

### （認定員の資格）

第59条 認定員の資格は、法別表第2に規定するところによる。

### （認定員の職務遂行）

第60条 認定員は、認定等業務の公共性及び重要性を自覚し、上司の指示に従い、厳正に職務を遂行しなければならない。

### （認定員の選任又は解任）

第61条 認定員の選任又は解任は代表取締役が行う。ただし、次に掲げる場合でなければ、その意に反して、解任することができない。

- (1) 認定員に休職を命じたとき
- (2) 認定員を解雇したとき
- (3) 認定員が退職したとき
- (4) 認定員が法及びこれに基づく命令に違反したとき
- (5) 認定員がその職務を遂行することが適当でないと判断されるとき

### （認定員の選任及び解任の届出）

第62条 代表取締役は、認定員を選任又は解任したときは、認定等規則第11条（同規則第23条において準用する場合を含む。）に規定する手続きによりその旨を総務大臣に届け出なければならない。

## 第 9 章 不正 に対する 措置

(不正に対する措置)

第63条 当社は、以下の場合、直ちに、その旨を総務大臣に報告する。

- (1) 申込者が不正な手段により認定等を受けたことを知ったとき
- (2) 認定等を受けた者の端末設備が技術基準に適合していないこと又は認証設計に合致していないことを知ったとき
- (3) 認定員が法令に違反して認定等の審査を行ったことを知ったとき

2 当社は、上記に該当する場合、認定等を受けた者に対し、附属書 17 に定める様式の文書をもって通知し、認定等の証書の返還を求める。

3 認定に関する瑕疵に対する保証は、いかなる場合も該当業務の認証費用の範囲内とする。

## 第 10 章 財務諸表

### (会計整理)

第64条 当社は、毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、及び事業報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成する。

### (財務諸表等の保存期間)

第65条 財務諸表等の保存期間は、10 年とする。

### (財務諸表等の閲覧)

第66条 法第 95 条第 2 項の規定により、端末機器取扱事業者及びその他利害関係者は、財務諸表等の閲覧又は謄写、謄本又は抄本の請求、電子データ又は当該事項を記載した書面の交付の請求(以下「閲覧等の請求」という。)を行うことができる。

- 2 閲覧等の請求は、附属書 18 の財務諸表等の閲覧申込書により行うこと。
- 3 当社は、閲覧等の請求に正当な理由が認められない場合は、閲覧等の請求を拒否できる。
- 4 当社は、謄本又は抄本の提供、及び電子データ又は当該事項を記載した書面の交付に係る費用を請求者に請求する。

## 第 1 1 章 変 更 の 届 出

(役員を選任及び解任の届出)

第67条 当社は、役員を選任又は解任をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出る。

(業務規程変更の届出)

第68条 当社は、本業務規程を変更しようとするときは、その変更された業務規程に基づいて業務を開始する前に、その変更された業務規程を総務大臣に届け出る。

(代表者の氏名、事務所の名称及び所在地変更の届出)

第69条 当社は、名称、代表者の氏名、事務所名称及び所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までにその旨を総務大臣に届け出る。

(業務の休廃止の届出)

第70条 当社は、登録認定機関の登録に係る技術基準適合認定及び設計認証の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出る

(変更の届出の提出)

第71条 当社は、認定等規則第 19 条第 5 項に規定する認証取扱業者が設計認証を受けた者の氏名若しくは名称又は端末機器の名称を変更しようとする時に、総務大臣への届出を認証取扱業者の依頼に基づき、行うものとする。

## 附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

制定：

平成 26 年 4 月 1 日

改訂：

改訂履歴参照

技術基準適合認定等申込書

年 月 日

株式会社 UL Japan 殿

申込者 郵便番号  
 住 所  
 法 人 名  
 代表者名 役職名 氏名  
 担当部署  
 責任者名 役職名 氏名 印(注4)  
 電話番号  
 メールアドレス  
 ウェブアドレス(注1)

私は下記の代理人を定めて、技術基準適合認定に関する申込手続に係る権限を委任します。(注2)  
 申込代理人 郵便番号  
 住 所  
 法 人 名  
 責任者名 役職名 氏名 印(注4)

電気通信事業法の規定による技術基準適合認定等を受けたいので、別紙の書類等を添えて申込をします。

<input type="checkbox"/>	電気通信事業法第53条第1項の規定による端末機器の技術基準適合認定 (製造番号: )
<input type="checkbox"/>	電気通信事業法第56条第1項の規定による端末機器の設計認証
<input type="checkbox"/>	電気通信事業法施行規則第32条第1項第5号の規定による端末機器の技術的条件適合認定等 (技術的条件認定 <input type="checkbox"/> /条件設計認証 <input type="checkbox"/> : 適合認定時の製造番号: )

記

申込機器名又は型式	
申込区分	<input type="checkbox"/> 新規申込 <input type="checkbox"/> 一部変更申込( <input type="checkbox"/> 同一認証番号付与要件適合(注6))
機 器 の 種 類	技術基準適用端末
	G (注7) <input type="checkbox"/> 固定電話端末
	<input type="checkbox"/> 電話機 <input type="checkbox"/> 構内交換設備(収容回線数1)
	<input type="checkbox"/> 変復調装置 <input type="checkbox"/> 構内交換設備(収容回線数2以上)
	<input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> ボタン電話装置(収容回線数1)
	<input type="checkbox"/> その他の固定電話端末
	H <input type="checkbox"/> インターネットプロトコル移動電話端末
	P (注9) <input type="checkbox"/> 専用通信回線設備等端末(インタフェースの種類1)
	<input type="checkbox"/> 専用通信回線設備等端末(インタフェースの種類2以上)
	Q <input type="checkbox"/> 上記以外の端末機器
技術的条件適用端末	
J <input type="checkbox"/> 移動用通信設備に接続される端末機器	
L (注9) <input type="checkbox"/> 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器(インタフェースの種類1)	
<input type="checkbox"/> 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器(インタフェースの種類2以上)	
M <input type="checkbox"/> インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	
N <input type="checkbox"/> インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	
K <input type="checkbox"/> その他の通信用設備に接続される端末機器	
右欄に掲げる条件を満たした試験結果を記載した書類の添付	<input type="checkbox"/> 1. 電気通信事業法第87条第1項第2号の較正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったものであること。 2. 総務省告示第99号(平成16年1月26日)で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。(技術的条件については、当該技術的条件に係る電気通信事業者、当社及び申込機器に係る製造業者等の三者で合意した試験方法、その他合理的と認められる方法により行った試験であること。)
セキュリティ認定	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 試験結果の提出、 <input type="checkbox"/> 試験結果の提出なし(UL Japanで試験・確認)
試験データの受入	<input type="checkbox"/> 非該当、 <input type="checkbox"/> UL Japanは今回の申請スコープで受入れ済み(注10)

製造者名		
一部変更申込みの場合に記載	オリジナル認証等番号:	オリジナル認証等年月日:
当該端末機器認定情報公示延期	<input type="checkbox"/> 希望する (別途 情報公開延期希望の旨の依頼書が必要となります) (注 11)	
展開機器名 (技術的条件認定、および条件設計認定の場合に記載)		
仮認証(認定)番号希望(注 12)	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合は他の書類は後日で可)、 <input type="checkbox"/> 無	
備考欄 (本申込に関して特記事項がある場合に記載してください)		

- 注 1: ウェブアドレスの記載がない場合、別途、申請者情報が必要です。
- 注 2: 申込の委任を行う場合に委任者などを記載し、委任がない場合は不要です。
- 注 3: 申込者が法人の場合は、法人名及び法人全体を代表する者の役職名及び氏名を記載して下さい。
- 注 4: 押印は必ずしも必要ではありませんが、省略する場合は「押印省略」を選択下さい。社印がない場合は社名使用許諾があるものとみなします。
- 注 5: 該当する箇所に必要事項を記載、あるいは☑印などを付してください。
- 注 6: 同一認証番号付与要件適合の場合、機器の種類へのチェックは不要です。
- 注 7: これら記号 (G, H, P, ...) は、附属書 11 に記載の端末機器の種類の記号とします。
- 注 8: 認証書は電子ファイルでの発行となります。
- 注 9: インタフェースの種類とは平成 23 年総務省告示第 87 号によるものとします。ただし設備規則第 9 条に関わる設備を持つ場合は個別に 1 と数えます。しかし、他にインタフェースが存在する場合は、設備規則第 9 条に関わる数は無視されます。
- 注 10: 試験を UL Japan 以外が行った場合、記載が必要です。
- 注 11: 情報公開延期依頼は、内容によって最終的に総務省の判断により認められない場合があります。
- 注 12: 今回取得する認証(認定)番号はあくまで仮認証(認定)番号です。最終的に認証(認定)書が発行された場合に、はじめて当該端末機器の見やすい箇所に総務省令で定める表示 (認証(認定)番号を含む) を付することができるとについて理解をして頂いたものとします。

受 理 印	
-------------	--

### 技術基準適合認定等を受けた端末機器との相違点リスト

設計変更の種類 *注	相違内容			電气的特性	備考 (変更した年月日)
	相違箇所	旧 (認定等済端末機器)	新 (変更申込端末機器)		

注: 以下に該当する変更の種類番号を記載してください。

- ①: 端末機器の送受信装置に対する物理的な変更
- ②: 端末機器に対する物理的な軽微な変更
- ③: 製造場所の変更又はその他確認方法の変更
- ④: 型式又は名称、製造者名の変更

申込書添付書類

添付する書類	説明
端末機器概要説明書	端末機器の名称、用途、構成、機能及び仕様の概要について説明した資料をいう。
試験結果報告書等書類 (*1)	<p>端末機器について、技術基準及び技術的条件に適合していることを説明した資料で、次の(1)及び(2)に適合する試験結果を記載した書類及び当該試験結果が次の(1)及び(2)に適合することを示す書類をいう。また、セキュリティ基準にかかわる機器に関しては(3)に適合することを示す書類</p> <p>(1)電気通信事業法第87条第1項第2号の較正等を受けた測定機器等を使用して試験を行ったものであること。( * 2)</p> <p>(2)総務省告示第99号(平成 16 年 1 月 26 日)で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。(技術的条件については、当該技術的条件に係る電気通信事業者、当社及び申込機器に係る製造業者等の三者で合意した試験方法、その他合理的と認められる方法により行った試験であること。)</p> <p>(3)セキュリティ基準に係る試験結果</p> <p>① 設定画面の写し(操作マニュアルと重複する場合は省略可能)</p> <p>② 設計段階での動作確認結果(実機サンプルを提出する場合は省略可能)</p> <p>③ セキュリティ基準に適合するために機能性をどのように実現しているかわかる資料(操作マニュアルと重複する場合は省略可能)</p>
外観図	端末機器の外観、構造及び寸法を記載した図面又は写真をいう。
部品配置図	端末機器の部品の配置を記載した図面又は写真をいう。
接続系統図	端末機器及び当該機器と接続される他の機器と電気通信回線設備との方法を記載した図面をいう。
ブロック図	当該機器について、回路の構成を各機能ブロックの接続構成として記載した図面をいう。
操作マニュアル	<p>端末機器の取扱い及び操作の方法を説明した資料をいう。(取扱説明書等)</p> <p>セキュリティ基準にかかわる機器に関しては下記の記載があること</p> <p>① 端末設備等規則第 34 条の 10 に示される各機能の説明資料</p> <p>② 利用者が行う、アクセス制御機能に係る識別符号(パスワード)を変更する方法に関する説明資料</p>
確認方法書 (*3)	端末機器の設計についての認証に係る申込の場合に必要な資料であって、当該設計に基づく端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法に係る事項を記録した資料であって、具体的には端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(以下、認定等規則という。)別表第3号に定める事項を記載した資料(附属書 16)をいう。
ラベル図	ラベル図(技術基準適合マークと設計認証番号または技術基準適合認定番号の記載(番号未定の場合は、XXXXXXXX007 でも可)と その表示位置を示したもの)
その他	<p>その他必要とする書類:</p> <p>例: 認定情報(既認定機器・モジュールの申込みの場合)</p> <p>認定番号、認定書の写し、認定に用いた試験データ等(セキュリティ基準にかかわる機器の場合は、セキュリティに関する認定情報)</p>

\*1 試験結果報告等書類の提出がない場合は、端末機器の提出が必要です。

\*2 試験の際使用した測定器等ごとに次の事項を記載した資料を提出していただきます。

① 名称又は型式、② 製造事業者名、③ 製造番号、④ 較正等の年月日、⑤ 較正等を行った者の氏名又は名称

\*3 認定等規則別表第3号に定める資料に替えて端末機器の取扱いに係る工場等の全部が認定等規則別表第3号に掲げる事項のすべてに適合していることを証する次の何れか又はこれに準ずる登録証(写し)を提出することができます。ただし、当該認証規格でカバーされていない事項については代替できません。

① ISO9001:2008、② TL9000 等 ISO 9001 と同等と見做せる場合

# 技術基準適合認定証書

申 込 者 名	
申 込 者 住 所 及 び 代 表 者	〒 殿
端 末 機 器 の 種 類	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則
	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第1号に掲げる端末機器 ----- 固定電話端末
	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第2号に掲げる端末機器 ----- インターネットプロトコル移動電話端末
	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第3号に掲げる端末機器 ----- 専用通信回線設備等端末
	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第4号に掲げる端末機器 ----- 第1号から第3号までに掲げるもの以外の端末機器
セキュリティ基準にかかわる認定	<input type="checkbox"/> 端末設備等規則第34条の10に関わる端末機器
製 造 者 名	
製 造 番 号	
型 式 又 は 名 称	
技 術 基 準 適 合 認 定 番 号	
技 術 基 準 適 合 認 定 を し た 年 月 日	

上記のとおり、電気通信事業法第53条第1項の規定に基づく技術基準適合認定を行ったものであることを証する。

株式会社 UL Japan  
 コンシューマー機器事業部  
 電波認証課  
 〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326  
 電話:0596-24-8999 FAX :0596-24-8124

注一． 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 第八条第五項に基づき同条第三項第一号に掲げる事項に変更があった場合は遅滞なく総務大臣に届け出る必要があります。

年 月 日

殿

株式会社 UL Japan

**技術基準適合認定拒否通知書**

年 月 日付申込に係る下記1の端末機器は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第9条の規定に基づき、下記2の理由により技術基準適合認定を行うことを拒否しますので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、電気通信事業法第98条第1項の規定により、総務大臣に対し、技術基準適合認定のための審査を行うこと又は改めて技術基準適合認定のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができます。

## 記

## 1. 端末機器の内容

- (1) 申込者
- (2) 端末機器の種類
- (3) 型式又は名称
- (4) 製造者名
- (5) 製造番号
- (6) 備考

## 2. 拒否の理由

以上

株式会社 UL Japan

〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326 電話：0596-24-8999 FAX：0596-24-8124

# 設計認証書

申 込 者 名	
申 込 者 住 所 及 び 代 表 者	〒 殿
端 末 機 器 の 種 類	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則
	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第1号に掲げる端末機器 ----- 固定電話端末
	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第2号に掲げる端末機器 ----- インターネットプロトコル移動電話端末
	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第3号に掲げる端末機器 ----- 専用通信回線設備等端末
	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第4号に掲げる端末機器 ----- 第1号から第3号までに掲げるもの以外の端末機器
セキュリティ基準にかかわる認証	<input type="checkbox"/> 端末設備等規則第34条の10に関わる端末機器
製 造 者 名	
型 式 又 は 名 称	
設 計 認 証 番 号	
設 計 認 証 を し た 年 月 日	

上記のとおり、電気通信事業法第56条第1項の規定に基づく設計認証を行ったものであることを証する。

株式会社 UL Japan  
 コンシューマー機器事業部  
 電波認証課

〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326  
 電話:0596-24-8999 FAX :0596-24-8124

注一. 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 第十九条第五項に基づき第三項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があった場合は遅滞なく総務大臣に届け出る必要があります。

注二. 電気通信事業法第五十七条第二項に記載のように、検査を行い検査記録を保管する必要があります。

年 月 日

殿

株式会社 UL Japan

**設 計 認 証 拒 否 通 知 書**

年 月 日付申込に係る下記1の端末機器は、認定等規則第 20 条の規定に基づき、下記2の理由により設計認証を行うことを拒否しますので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、電気通信事業法第 103 条において準用する同法第 98 条第 1 項の規定により、総務大臣に対し、設計認証のための審査を行うこと又は改めて設計認証のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができます。

## 記

## 1. 端末機器の内容

- (1) 申込者
- (2) 端末機器の種類
- (3) 型式又は名称
- (4) 製造者名
- (5) 備 考

## 2. 拒否の理由

以上

# 技術的条件認定証書

申 込 者 名	
申 込 者 住 所 及 び 代 表 者	〒 殿
端 末 機 器 の 種 類	
製 造 者 名	
製 造 番 号	
型 式 又 は 名 称	
展 開 機 器 名	
技 術 的 条 件 認 定 番 号	
技 術 的 条 件 認 定 を し た 年 月 日	
備 考	

上記のとおり、電気通信事業法施行規則第 32 条第 1 項第 5 号の規定に基づく技術的条件の認定を行ったものであることを証する。

株式会社 UL Japan  
コンシューマー機器事業部  
電波認証課

〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326  
電話:0596-24-8999 FAX :0596-24-8124

年 月 日

殿

株式会社 UL Japan

**技術的条件認定拒否通知書**

年 月 日付申込に係る下記1の端末機器は、下記2の理由により技術的条件の認定を行うことを拒否しますので通知します。

記

## 1. 端末機器の内容

- (1) 申込者
- (2) 端末機器の種類
- (3) 型式又は名称
- (4) 製造者名
- (5) 製造番号
- (6) 備考

## 2. 拒否の理由

以上

# 条件設計認証書

申 込 者 名	
申 込 者 者	〒
住 所 及 び 代 表 者	殿
端 末 機 器 の 種 類	
製 造 者 名	
型 式 又 は 名 称	
展 開 機 器 名	
条 件 設 計 認 証 番 号	
条 件 設 計 認 証 を し た 年 月 日	
備 考	

上記のとおり、電気通信事業法施行規則第 32 条第 1 項第 5 号の規定に基づく技術的条件の設計認証を行ったものであることを証する。

株式会社 UL Japan  
コンシューマー機器事業部  
電波認証課

〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326  
電話：0596-24-8999 FAX：0596-24-8124

注一. 電気通信事業法第五十七条第二項に記載のように、検査を行い検査記録を保管する必要があります。

年 月 日

殿

株式会社 UL Japan

**条件設計認証拒否通知書**

年 月 日付申込に係る下記 1 の端末機器は、下記 2 の理由により技術的条件の設計認証を行うことを拒否しますので通知します。

## 記

## 1. 端末機器の内容

- (1) 申込者
- (2) 端末機器の種類
- (3) 型式又は名称
- (4) 製造者名
- (5) 備 考

## 2. 拒否の理由

以上

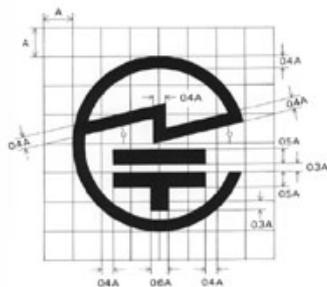
株式会社 UL Japan

〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326 電話:0596-24-8999 FAX :0596-24-8124

## 認定ラベルの様式

1. 表示は、次の様式(Ⓣマーク)に設計認証については記号 **T** 及び設計認証番号を付加したもの、適合認定については記号 **A** 及び技術基準適合認定番号を付したものである。  
 また、条件認定あるいは条件設計認証については、次の様式を表示せずに記号 **U** 及び認定又は認証の番号を付したものである。

### マークの様式



- 1) マークの大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2) 材料は、容易に損傷しないものであること。
- 3) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- 4) 設計認証番号又は技術基準適合認定番号は第2項のとおりであること。
- 5) 記載方法については、要求事項に従うこと。

### 2. 設計認証番号、技術基準適合認定番号等

- (1) 最初の文字は端末機器種類に従い次表定めるとおりとする。

(~2024年12月31日)

端末機器の種類	記号
アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器	A
無線呼出用設備に接続される端末機器	B
総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D
インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	E
インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	F

(2025年1月1日~)

端末機器の種類	記号
固定電話端末	G
インターネットプロトコル移動電話端末	H
専用通信回線設備等端末	P
上記以外の端末機器	Q

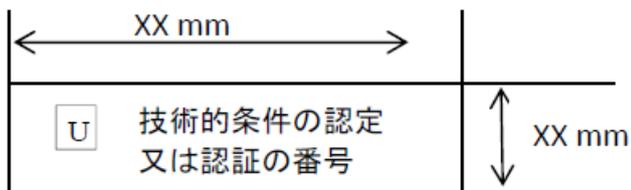
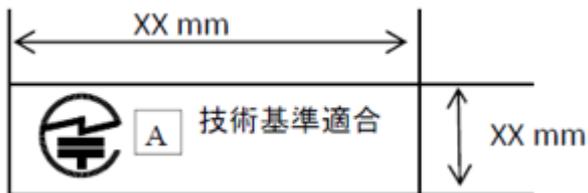
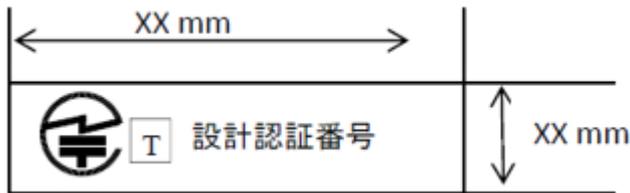
端末機器の種類(条件設計認証および条件認定の場合)	記号
移動通信用設備に接続される端末機器	J
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	L
インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	M
インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	N
その他の通信用設備に接続される端末機器	K

\* 二以上の種類端末機器が構造上一体となっているものについて同時になされたものであるときには、当該種類の端末機器に係る記号を列記するものとする。

- (2) 次に受付年西暦(下2桁)を付与する。
- (3) その後、UL Japan が独自に付与する端末機器毎に異なる番号(4桁)を付与する。(注)
- (4) 末尾の3桁の番号は、登録認定機関の識別符号(UL Japan は007)を付与する。

(注) 設計認証と技術基準適合認定、及び端末機器の種別を区別せずに通し番号を表示する。毎年1月1日に通し番号をリセットし、0001 からカウントする。設計認証について、設計、技術基準等に変更を伴う場合は変更申請として新たに設計認証番号を表示する。ただし、同一番号付与基準に該当する場合を除く。

認定ラベル表示の例



注 1: 技術的条件の場合は、1 項の様式  マークは表示できません。

注 2: 認定ラベルの寸法の目安: 技適マーク(技術的条件の場合は除く)、記号 T、A、U、各認定又は認証番号が横並び(一行)で表示可能な寸法

設計認証番号の表示例

	GHPQ	25	0001	007
	端末機器種類 1~4文字	西暦 (下2桁)	当社が 指定する 番号	登録認定機関 識別符号

技術基準適合認定手数料

(1) 技術基準適合認定審査に係る標準手数料「適合認定」

(令和7年1月1日)

端末機器の種類(*10)	手数料の額(円)(*9)		記号(*8)		試験結果報告等書類(*1)の提出あり(*2)	
					単独	複合(*3)
1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器(1)	A	G			38,000	35,000
① 固定電話機						
② 移動電話用		Q			38,000	35,000
(2) 構内交換設備又はボタン電話装置	A	G			50,000	48,000
① 収容回線数1回線						
② 収容回線数2回線以上					65,000	60,000
(3) 変復調装置、ファクシミリその他の端末機器	A	G			38,000	35,000
2 無線呼出用設備に接続される端末機器	B	Q			36,000	30,000
3 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C	G			38,000	35,000
4 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器(*4)	D	P			38,000	30,000
① インタフェースの種類1						
② インタフェースの種類2以上					50,000	45,000
5 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器(*5)	E	G			41,000	38,000
6 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器(*6)	F	H			45,000	41,000
7 端末設備等規則第9条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器	D	P			38,000	—
8 セキュリティ基準にかかわる機器	-	-			10,000	20,000

(\*1) 「試験結果報告等書類」とは、業務規程附属書 2 に定める書類とします

(\*2) 「試験結果報告等書類」の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合は、別途試験費用を加算します。「—」表示は、個別見積りとなります

(\*3) 「複合」とは、2 以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その 2 以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします

(\*4) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等(平成 23 年総務省告示第 87 号)別表第 1 号から別表第 6 号に定める種類とします

(\*5) インターネットプロトコル電話端末の DE(GP)認定に係る機器は、5 インターネットプロトコル電話端末の料金とします

(\*6) インターネットプロトコル移動電話端末の DF(HP)認定に係る機器は、6 インターネットプロトコル移動電話端末の料金とします

(\*7) 技術基準適合認定証書の再発行料は、5,000 円/1 枚とします

(\*8) 記号とは、附属書 11 に記載の端末機器の種類の記号とします

(\*9) この手数料の料金は、端末機器の台数が 10 台以内の場合の料金とし、10 台を超える毎に同料金を加算します

(\*10) 端末機器の種類は令和 6 年総務省令第 100 号による端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第 3 条の改訂内容に読み替えるものとします

(2) 技術的条件適合認定審査に係る標準手数料「条件認定」

(令和元年 8 月 1 日)

端末機器の種類	手数料の額(円)(*7)	記号(*6)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり (*2)	
			単独	複合(*3)
1 移動通信端末機器		J	75,000	61,000
2 専用通信回線設備等端末機器(*4)		L	60,000	45,000
① インタフェースの種類1				
② インタフェースの種類2以上(1種追加毎)			30,000	22,500
3 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器		M	64,000	53,000
4 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器		N	70,000	64,000
5 その他の通信端末機器		K	75,000	62,000
6 セキュリティ基準にかかわる機器		-	10,000	20,000

(\*1) 「試験結果報告等書類」とは、業務規程附属書2に定める書類とします

(\*2) 「試験結果報告等書類」の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合は、別途試験費用を加算します。

(\*3) 「複合」とは、2 以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その 2 以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします

(\*4) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電气的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします

(\*5) 技術的条件認定証書の再発行料は、5,000 円/1 枚とします。

(\*6) 記号とは、附属書 11 に記載の端末機器の種類の記号とします。

(\*7) この手数料の料金は、端末機器の台数が 10 台以内の場合の料金とし、10 台を超える毎に同料金を加算します。

設計認証手数料

(3) 技術基準設計認証審査に係る標準手数料 「設計認証」

(令和 7 年 1 月 1 日)

端末機器の種類(*12)	手数料の額(円)		試験結果報告等書類(*1)の提出あり(*2)			
	記号(*11)		新規		一部変更(*3)	
			単独	複合(*4)	単独	複合(*4)
1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器 (1) ① 固定電話機 ② 移動電話用	A	G	230,000	210,000	110,000	100,000
(2) 構内交換設備又はボタン電話装置 ① 収容回線数1回線 ② 収容回線数2回線以上	A	G	340,000	330,000	80,000	64,000
(3) 変復調装置、ファクシミリ その他の端末機器	A	G	230,000	210,000	110,000	100,000
2 無線呼出用設備に接続される端末機器	B	Q	100,000	80,000	58,000	42,000
3 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C	G	240,000	220,000	125,000	110,000
4 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器(*5、*9) ① インタフェースの種類1 ② インタフェースの種類2以上	D	P	95,000	80,000	80,000	65,000
5 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器(*7)	E	G	270,000	250,000	160,000	135,000
6 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器(*6、*8)	F	H	290,000	265,000	165,000	140,000
7 端末設備等規則第9条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器	D	P	80,000	—	70,000	—
8 セキュリティ基準にかかわる機器	-	-	10,000	20,000	10,000	20,000

- (\*1) 「試験結果報告等書類」とは、業務規程附属書2に定める書類とします
- (\*2) 「試験結果報告等書類」の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合は、別途試験費用を加算します。「—」表示は、個別見積りとなります
- (\*3) 「一部変更」とは、既に認証を受けた者が当該認証に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証の申込みとします
- (\*4) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします
- (\*5) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします
- (\*6) 移動電話用設備に接続される端末機器(一部変更を除く。)の移動電話端末で複数の方式(FDD-LTE, TDD-LTE, FDD-NR, TDD-NR等)にまたがるときは、表に掲げる額に5万円加算します
- (\*7) インターネットプロトコル電話端末のDE(GP)認定に係る機器は、「5インターネットプロトコル電話端末」の料金とする。本認定に係る内線構成部品がある場合(一部変更を除く)、表に掲げる額に3万円加算します
- (\*8) インターネットプロトコル移動電話端末のDF(HP)認定に係る機器は、「6インターネットプロトコル移動電話端末」の料金とします。また、インターネットプロトコル移動電話端末と移動電話用端末との双方にまたがる端末(一部変更を除く)は表に掲げる額から5万円減額します
- (\*9) 「WLANを除く無線設備を使用する専用通信回線設備等」にのみ接続される移動電話端末は「1移動電話端末」の料金とします。ただし、複数のインタフェースにまたがるときは、一つ目のインタフェースのみに「1移動電話端末」の料金を適用し、二つ目以降のインタフェースは「4専用通信回線設備等端末」の料金とします
- (\*10) 設計認証書の再発行料は、5,000円/1枚とします
- (\*11) 記号とは、附属書11に記載の端末機器の種類記号とします
- (\*12) 端末機器の種類は令和6年総務省令第100号による端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第3条の改訂内容に読み替えるものとします

(4) 技術的条件設計認証審査に係る標準手数料 「条件設計認証」

(令和元年 8 月 1 日)

端末機器の種類	手数料の額(円)	記号 (*7)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり (*2)			
			新規		一部変更(*3)	
			単独	複合(*4)	単独	複合(*4)
1 移動通信端末機器		J	266,000	224,000	175,000	132,000
2 専用通信回線設備等端末機器		L	123,000	86,000	90,000	50,000
① インタフェースの種類1(*5)						
② 種類2以上(1種追加毎)			10,000	5,000	9,000	2,000
3 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器		M	228,000	207,000	125,000	104,000
4 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器		N	245,000	212,000	150,000	120,000
5 その他の通信端末機器		K	280,000	235,000	178,000	135,000
6 セキュリティ基準にかかわる機器		-	10,000	20,000	10,000	20,000

(\*1) 「試験結果報告等書類」とは、業務規程附属書2に定める書類とします

(\*2) 「試験結果報告等書類」の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合は、別途試験費用を加算します。

(\*3) 「一部変更」とは、既に認定を受けた者が当該認定に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証の申込みとします

(\*4) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします

(\*5) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電气的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします

(\*6) 条件設計認証書の再発行料は、5,000円/1枚とします。

(\*7) 記号とは、附属書11に記載の端末機器の種類の記号とします。

設計の変更申込

以下に該当する場合は、その審査の一部を省略することとし、変更申込ができるものとします。

附属書 1 の設計変更の種類が①に該当する場合は、変更される書類に加え、当該端末機器又は試験結果書類の提出が必要です。

端末機器の種類は令和 6 年総務省令第 100 号による端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第 3 条の改訂内容に読み替えるものとします。

端末機器の種類		一部変更の範囲
一 アナログ電話用設備又は移動電話用に接続される端末機器	1 電話機	(1) 次の接続インターフェースが異なること。 ① 電話回線、② 使用電波別移動電話回線、 ③ 使用電波別移動通信(パケット)回線、 ④ 使用電波別移動通信回線+移動通信用回線 (2) 次の方式・機能が異なること。 ① 通話回線方式、② 網制御装置及び素子、③ 選択信号方式、 ④ 拡声通話機能、⑤ 自動発信機能の有無、⑥ 自動応答機能の有無、 ⑦ 肉声通話以外の通信機能の有無 (3) 上記 (2) に係る回路及びプログラムが異なること。 (4) 上記 (2) の機能部を除く形状が異なること。 (5) 最大収容回線が異なること。
	2 構内交換設備又はボタン電話装置	(1) 次の交換機又は主装置の基本機能が異なること。 ① 通話路方式、② 通話路構成、③ 通話電流の供給方式、 ④ 基本制御方式及び素子、 ⑤ 内線制御信号伝送方式(ライン回路で対処可能なものを除く。) (2) 上記 (1) に係る回路及びプログラムが異なること。 (3) 交換機又は主装置の形状が異なること。 (4) 次の最大収容回線数及び収容回線増設単位が異なること。 ① 電話回線、② 内線、③ 電話回線+内線
	3 変復調装置	(1) 1の(2)及び次の方式・機能が異なること。 ① 通信方式(全二重・半二重)、② 最高送信通信速度、③ 変調方式、 ④ 搬送周波数、⑤ 同期方式、⑥ 通信制御手順、 ⑦ 網制御機能(自動再発信機能の有無を除く。) (2) 上記 (1)に係る回路及びプログラムが異なること。 (3) 基本設計が異なること。 (4) 形状が異なること。 (5) 最大収容回線が異なること。
	4 ファクシミリ	(1) 3の (1) に掲げる方式・機能が異なること。 (2) 通話機能の有無が異なること。 (3) 上記 (1) に係る回路及びプログラムが異なること。 (4) 基本設計が異なること。 (5) 形状が異なること。 (6) 最大収容回線が異なること。
	5 その他の端末機器	(1) 1の (1) に掲げる接続インターフェースが異なること。 (2) 3の (1) に掲げる方式・機能が異なること。 (3) 上記 (2) に係る回路及びプログラムが異なること。 (4) 基本設計が異なること。 (5) 主たる装置の形状が異なること。 (6) 最大収容回線が異なること。

二 無線呼出用設備に接続される端末機器	(1) 基本設計が異なること。 (2) 上記 (1) の機能部を除く形状が異なること。
三 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	(1) 次の接続インターフェースが異なること。 ① 基本、② 一次群及び基本＋一次群 (2) 回線交換接続機能の有無が異なること。 (3) 基本設計が異なること。 (4) 形状が異なること。 (5) 最大収容回線(基本及び一次群)が異なること。
四 専用通信回線設備又はデジタルデータ通信用設備に接続される端末機器	(1) 次の基本機能が異なること。 ① 接続する技術基準適用上のインターフェースの種類、 ② 3の (1) の①～⑦までの機能 (2) 形状が異なること。 (3) 最大収容回線が異なること。
五 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	(1) 接続インターフェースが異なること。 (2) 基本設計が異なること。 (3) 形状が異なること。 (4) 最大収容回線が異なること。
六 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	(1) 接続インターフェースが異なること。 (2) 基本設計が異なること。 (3) 形状が異なること。 (4) 最大収容回線が異なること。

※変更申請に関する上記の補足。変更申請が必要な場合：

- i. 認証取扱業者に関する情報
- ii. モデル名の変更/追加(総務省への届け出が必要：届け出承認日に認可証を発行)
- iii. 筐体や回路、使用チップ等のハードウェアの変更(変更の内容/範囲/サイズによっては、新規申請が必要)
- iv. 事業法対象となる新たな通信機能追加 ⇒ 新規申請が必要
- v. 事業法対象の通信機能の変更(変更の内容や影響範囲によっては、新規申請が必要)

なお、

- ✓ 設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ✓ 端末機器の名称
- ✓ 認証番号(一部変更申請で同番認証を行わなかった場合)
- ✓ 認証をした年月日

については、検査を最後に行った日から起算して 10 年を経過するまでの間に変更があった場合には総務省への届け出が必要になる

- vi. セキュリティ基準の適合方法の変更
- vii. 製造工場等の変更

なお、認可証再発行手数料は、同番、異番に関わらず、i、iiに関しては3万円、iii、iv、v、viに関しては各料金表参照、viiに関しては6万円となります。

年 月 日

株式会社 UL Japan 殿

住 所 千  
 会 社 名  
 氏 名  
 担当部署  
 責任者名  
 電話番号  
 メールアドレス

**技術基準適合認定証書・設計認証書 再発行依頼書**

次の書類の再発行を依頼します。

再発行書類の種類	<input type="checkbox"/> 技術基準適合認定証書 認定年月日： _____ 認定番号： _____
	<input type="checkbox"/> 設計認証書 認証年月日： _____ 認証番号： _____
端末機器の種類	
端末機器の型式又は名称	
製造者名	
再発行希望理由	

注1:再発行依頼者は、当該端末機器の技術基準適合認定又は設計認証を受けた者に限ります。

注2:上記、技術基準適合認定証書には技術的条件認定証書、および設計認証書には条件設計認証書を含みます。

### 量産品の同一性の確認方法書

申込した端末機器は、下記に示す品質管理のもとに製造されますので、当該端末機器のいずれもが同一性をもって設計認証に合致するものとなることを確保することができます。

申請者名	
端末機器の型式又は名称	

品質管理方法において、下記の該当項目を選択し、必要書類を添付願います。

<input type="checkbox"/> 申請者が ISO 9000 シリーズの認定を受けている場合 ・ ISO 認定書の写しを提出(必要な場合、認定スコープがわかる附属書を添付)	
<input type="checkbox"/> 申請者が ISO 9000 シリーズの認定を受けておらず、製造工場が認定を受けている場合 (申請者以外に申込端末機器の企画から製造販売に係る事業所、法人等がある場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISO 認定書の写しを提出(必要な場合、認定スコープがわかる附属書を添付)                      ※認定書に複数の工場が掲載されている場合は対象となる工場を特定すること。</li> <li>・ 「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 別表第三号による確認方法書」を提出                      ※UL Japan が定める様式(ホームページ等により公開)において、記載事項を全て記載</li> </ul>	
<input type="checkbox"/> 申請者/製造工場の双方が、ISO 9000 シリーズの認定を受けていない場合 (申請者以外に申込端末機器の企画から製造販売に係る事業所、法人等がある場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 別表第三号による確認方法書」を提出                      ※UL Japan が定める様式(ホームページ等により公開)において、記載事項を全て記載</li> <li>・ その他、製造工場までの品質管理体制が分かる文書の提出                      例: 品質マニュアル、作業手順書、組織図、品質保証体系図、QC 工程図、検査仕様書</li> </ul>	
備考	



年 月 日

株式会社 UL Japan 殿

住 所 千  
会 社 名  
氏 名  
担当部署  
責任者名  
電話番号  
メールアドレス

### 財務諸表等の閲覧申込書

次のとおり財務諸表等の閲覧を申し込みます。

1. 情報公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 閲覧希望日時： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 謄写、謄本、抄本の提供 <input type="checkbox"/> 当該事項を記載した <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電子データ の提供
2. 閲覧等の理由	

注：

- 1) 閲覧は、(株)UL Japan の所定の場所にて行います。
- 2) 閲覧等の請求に正当な理由が認められない場合は、閲覧等の請求を拒否する場合があります。
- 3) 謄本又は抄本の提供、及び電子データ又は当該事項を記載した書面の交付に係る費用を請求します。